

帯状疱疹ワクチンへの助成制度の創設を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条の規定により提出します。

令和4年12月16日

瀬戸市議會議長 水野良一 殿

提出者 瀬戸市議會議員

長江秀章

賛成者 "

池田信子

"

三宅聰

4年議員提出第4号議案

帯状疱疹ワクチンへの助成制度の創設を求める意見書

帯状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する帯状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この帯状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

帯状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「帯状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、帯状疱疹ワクチンの助成制度の創設を強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和4年12月20日

愛知県瀬戸市議会

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

財務大臣 鈴木 俊一 殿

(理 由)

この案を提出するのは、帯状疱疹ワクチンへの助成制度の創設を求めるため必要があるからである。